

13 家畜伝染病予防費

【3, 590(3, 590) 百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年の世界的な高病原性鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染病の防疫体制の強化を図っています。
- ・平成21年2月に愛知県において本病が発生した際にも、的確なまん延防止措置により、早期に清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、近隣諸国を含め、依然として世界各地で本病が発生していることから、渡り鳥を介した本病の再侵入が危惧されています。
- ・また、本病以外にも、口蹄疫、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病の侵入に備える必要があり、引き続き家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<主な内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金 2, 526(2, 526) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ①検査等に必要な資材費、薬品費等
- ②家畜伝染病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ③移動制限による農場の売上げの減少額等に対する交付
等の一部について国が負担します。

（負担率：10/10, 1/2（法律補助）
事業実施主体：都道府県）

2. 患畜処理手当等交付金 1, 064(1, 064) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に交付します。

（交付率：10/10, 1/2（法律補助）
交付先：法に基づき殺処分された家畜の所有者）

（お問い合わせ先：
消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））